会 則

　（名称）

第1条　本会は　 と称する。

　（事務所）

第2条　本会の事務所を 　　に置く。

　（目的）

第3条　本会は、会員相互に協力し、　　　　　　　　　　　　　　　することを目的とする。

　（活動内容）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

(1)　　　　　　　　　 に関する活動

　(2)

　(3)　その他、目的の達成に必要な活動

　（会員）

第5条　会員は、本会の目的に賛同し入会した者とし、脱退は妨げないものとする。

　（役員の選任）

第6条　会長、副会長、会計の役員は、総会において選出する。

２　役員は、会員の互選によって定める。  
 (1)会長　　　　名

(2)副会長　　　名  
 (3)会計　　　　名  
 (4)監事　　　　名

　（総会）

第7条　総会は、年一回会長が招集する。

２　総会は、次の事項を審議決定する。

　(1)　予算、決算に関すること。

　(2)　活動計画に関すること。

　(3)　役員の選任に関すること。

　(4)　会則に関すること。

　(5)　その他会務運営上必要な事項

（経費）

第8条　会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（会費）

第9条　会費は、会員1人につき、年額　　　　　円とする。

（会計年度）

第10条　会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

（細則の制定）

第11条　本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附則

　この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。